

平城宮跡・平城京跡出土漆紙文書

平城宮跡発掘調査部

1995年度に行われた平城宮第259次調査では漆紙文書一点が出土した。これを紹介するとともに、以前の発掘調査で出土していた漆紙文書についても再調査を加え、今後順次報告していくことにする。

(1) 造酒司南宮内道路南側溝（第259次調査）出土の漆紙文書

第259次調査では宮内道路SF11580の南側溝SD11600から、2808点の木簡とともに漆紙文書一点が出土した。本文書は、漆付着面を外側に四ツ折にして廃棄されていたが、展開すると直径約16cmの円形に復原できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または坏状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面（漆の付着していない面）に6行、52文字確認できる。行間は2.1cm、字の大きさは本文で約1.0cm～0.8cm四方、双行部で約0.9cm四方である。縦横の界線が確認されるが、界幅は現状では測定が困難である。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮域内からの出土、などの条件から、諸国からの京進文書とみてよかろう。なお、表面には茶褐色の方格状の線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部として矛盾はないが、顕微鏡及びX線による観察によってもここに顔料は確認できなかった。今後の検討に課題を残す。また、紙背の状況は不明である。

内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」(損田)「得」(得田)の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は「二」「三」のみしか記載がなく、損率(二分・三分)の意味であろう。なお、2～4行目の得田積が36歩の整数倍になっていることが注意される。現存する帳簿の中では、天平12年遠江国浜名郡輪租帳(『大日本古文書』編年文書2-258)の損戸の夾名部が類似した形態と内容を持ち、延喜主税式租帳条の記載もほぼ同様である。このことから本文書は租帳である可能性があるが、得田積を基準に記載している点が損田積を基準とする他の例と異なり、また、浜名郡輪租帳では損田・得田積が24歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になっているのに対し、本文書は田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。

(2) 左京二条二坊六坪（第68次調査）出土漆紙文書

ここで報告する資料は、平城宮第68次調査(1970年7月、平城京跡左京二条二坊六坪)において、東二坊々間路西側溝SD5780から出土した2点の漆紙文書である。これらは既に『平城宮発掘調査出土木簡概報』8(1971年)において伴出木簡とともに漆片に文字のあるものとして収録されており、これが漆紙文書の中でも最も早く報告されたものの一つである。しかし、今回これを再調査することでこれまで知られなかった重要な知見が得られたので報告する。

漆紙文書が出土した西側溝SD5780は、幅3.2m、深さ0.6mを測り、他に文字資料として木簡79点、「東南隅」「東隅」等の墨書土器、和同開珎・万年通宝等の銭貨が出土した。木簡には郡里制(～靈龜3年)や郡郷里制(靈龜3～天平12年)の地名表記を持つものがみえるが、万年通宝など奈良時代後半の遺物も伴出しており、溝は奈良時代を通じて機能していたとみられる。なお、木簡については寺崎保広「1977年以前出土の木簡」(『木簡研究』17、1995年)も参照されたい。

①長さ約8.0cm、幅約2.6cmの不整形の断片で、他にも直接は接続しないが同一紙とみられる断片がある。オモテ面(漆の付着していない面)に4行の墨書が認められる。行間は約0.9cm、字の幅は約0.5～0.7cmである。この他、横界状の墨線があること、「丘」「桑」の字が○で囲まれていることが注意される。内容は明確ではないが、3行目に戸主名の下に田積を記載する。戸主の本貫と思われる地名表記に「里」とあることから、この文書は郡里制もしくは郡郷里制下のものであろう。

②漆附着面を内側にして二ツ折にして廃棄されていたが、展開するならば直径約18cmの円形に復原できる。紙継目は見られない。以前はオモテ面についてしか報告されていなかったが、今回資料を水で濡らし、赤外線テレビカメラで観察することにより紙背の漆附着面の文書も確認できた。

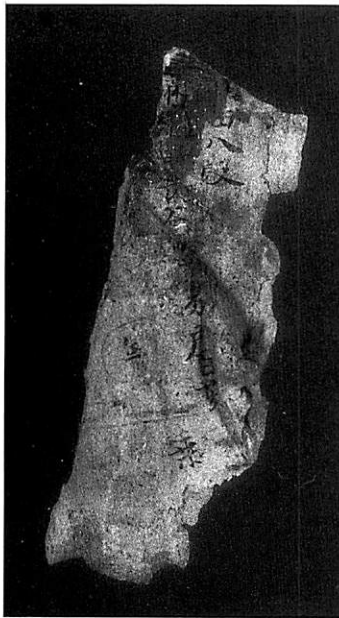
a オモテ面 4行の墨書があるが、3行目と4行目の間に約5行分の空白がある。行間は約1.9cm、字の幅は約0.8cmである。界線等は確認できない。宝亀2年(771)の年紀があるが、月日のない点や記載位置からすると、文書作成年そのものとは考え難い。

b 漆附着面 8行の墨書が認められ、行間は約1.5cm、字の幅は約1.2cmである。縦界が確認でき、界幅は約1.5cmである。内容は左京または右京の計帳で、ある戸の冒頭の統計記載である。正倉院に現存する計帳と比較すると、1行目から順に、本貫、戸主名+「手実」、去年の計帳の口数合計、帳後破除の口数、帳後新附の口数、今年の計帳の口数合計、不課口数の合計、不課口の内訳といった記載内容であろう。但し、各行の書き出し位置を推定すると、他の計帳と合わない点があり、検討を要する。また、「手実」とあるが、本貫が「同坊」と直前の戸を承けた記載であり、また直前に紙継目もないので、各戸から提出された手実を貼り継いだものではなく、これを浄書したものであろう。本計帳の作成年は、3歳以下の年齢区分として「黄」字を用いていることから、天平勝宝9歳(757)の養老令施行以降と考えられる。

本計帳が大数字、楷書体を用いていること、界線を有することなどからすれば、計帳の面が一次文書でオモテ面が二次利用であろう。一次文書としての本計帳が中央に提出されたものか、京職が控えとして保管し、ここから廃棄されたものかという点については現段階では判断し難い。

なお資料の調査にあたり京都大学教授鎌田元一氏から多大な教示を得た。

(古尾谷知浩)



(2)-① 赤外線写真

漆紙文書釈文(口絵図版参照)
 (一) 平城宮第二五九次調査出土漆紙文書
 □□十二
 □「伍カ」
 □「拾参歩」得「一町一段百八十」
 □「段伯廿参歩」得「九段」
 □「拾肆歩」得「二段二百五十二」
 □「拾伍歩」得「一町五段」
 □「二カ」
 □「損二」

② b 漆附着面
 □「右カ」
 □「同坊」
 □「手カ」
 □「実」
 □口式拾肆人
 □人
 □人
 □定良大小口式拾肆人
 □式人
 □一人
 □部
 □八人
 □一人
 □黄

□
□

宝亀二年

□
□

□
□冊

② a オモテ面

□
□
□田八段
□「麻カ」
□里長谷部赤男戸百廿歩
□「歩カ」
□「歩カ」

□
□

① (二) 平城宮第六八次調査出土漆紙文書